

◎新潟県訓令第11号

部 局  
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年3月新潟県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から実施する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p><u>小出特別支援学校川西分校</u></p> <p><u>高田特別支援学校白嶺分校</u></p> <p>（略）</p>	<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。</p> <p>（略）</p> <p><u>新潟盲学校高田分校</u></p> <p>（略）</p> <p><u>小出特別支援学校ふれあいの丘分校</u></p> <p><u>高田特別支援学校ひすいの里分校</u></p> <p>（略）</p>